

兵庫県公衆衛生協会中央研究会演題発表者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公衆衛生協会中央研究会において発表された演題のうち優秀と認められるものを表彰し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(審査委員会)

第2条 被表彰者を選定するにあたり、審査委員会を設ける。審査委員会の委員は会長が指名した3名及び演題発表の座長で構成される。

(審査委員長)

第3条 審査委員会の委員長は、委員の互選とする。

(審査委員の任期)

第4条 審査委員の任期は会長の指名した日から、表彰実施時までとする。

(表彰の範囲)

第5条 会長は、中央研究会で発表された演題のうち、分科会ごとに最優秀及び優秀と認められる者を表彰する。

(最優秀者等の選定)

第6条 各分科会の最優秀者及び優秀者の選定は、会長が指名した審査委員による事前審査及び演題発表の座長による当日審査を総合的に評価して行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、賞状及び賞品を授与して行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の決定及び改廃は、常任理事会の決議を要するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成12年10月13日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年10月29日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年7月30日から施行する。